AI 外貨自動積立ご利用規約

第1条 適用範囲

この規約は、当行が提供する AI 外貨自動積立(以下「本サービス」という) について定めるものであり、お客さまには、本サービスご利用にあたり、本規約の条項すべてに同意いただくものとします。なお、本規約に別段の定めのない事項については、当行が別途定める他の規約に準じるものとします。

第2条 定義

本規約において、次の各号に揚げる用語の意味はそれぞれ当該各号に定めるとおりとします。

(1) AI 判断日

AI 判断日とは、当行指定のAI(以下「AI」という)が、判定日において、個別積立設定(第4条第2項に定義)にかかる外貨について、当月内の営業日(ただし、判定日よりも前の日を除く)の中でより安値(円高)で購入することが可能と判断した特定の日(ただし、積立不能日に該当する日を除く)をいいます。なお、判定日においてAIにかかわるシステムの障害・メンテナンスその他何らかの事情によりAIが正常に作動しない場合は、AI判断日が存在しない場合があります。

(2) 営業日

以下の日を除く日をいいます。

- ① 土曜日
- ② 日曜日
- (3) 積立日

当月内に AI 判断日がある場合は AI 判断日をいい、当月内に AI 判断日がない場合には当月の月末最終営業日をいいます。

(4) 積立不能日

土曜日、日曜日、積立日の午前10時が当該通貨の取引停止時間に該当する日、その他マーケット都合による休場日など当行が設定する日をいいます。

(5) 判定日

AI が個別積立設定 (第4条第2項に定義) にかかる外貨についての購入可否の判断 (以下「AI の購入可否判断」という) を行う日をいいます。

第3条 サービスの内容

1. 本サービスは、積立日に円普通預金口座から自動的に外貨を購入し、当該外貨と同一

- 通貨建て外貨普通預金口座(以下「取扱口座」という)に預入れるものです。
- 2. 本サービス利用による外貨購入は1ヶ月(当月の最初の営業日から最終営業日までの期間を指す)に1回とします。ただし、本規約の別の定めにより、その月における外貨購入が行われない場合もあります。
- 3. AI の購入可否判断は、当月の営業日の中の当行所定の日に限って行われるものとし、 当該判断は営業日ごと毎回行われるものではありません。また、ある判定日において、 AI が個別積立設定(第4条第2項に定義)にかかる外貨を購入する旨の判断を行った 場合には、当該判断にかかる AI 判断日が積立不能日に該当しない限り、その後の当 月内の判定日においては AI の購入可否判断は行われないものとします。
- 4. 本サービスは、その月の最安値(円高)での外貨の購入を保証するものではありません。
- 5. 本サービスによる外貨購入の時期は一定ではないため、お客さまが実際にご希望する 時期とは異なる場合があります。
- 6. 本サービスにおいて購入することができる通貨は取扱口座に積立てることができる ものとします。
- 7. 本サービスは期間の定めはありません。
- 8. AI の判断過程や判断のロジック等については非開示とし、お客さまは当行に対して、 これらの事項の開示を求めることはできないものとします。

第4条 AI 外貨自動積立設定

- 1. お客さまは、当行所定の画面にて積立てを行う通貨、金額を指定することにより、当 行が別途定める件数を上限として、AI 外貨自動積立設定の申込みを行うことができま す。
- 2. AI 外貨自動積立設定においては、お客さまからの申込みを受けた AI 外貨自動積立設定 (以下、「個別積立設定」という)ごとに当行所定の本人確認を行います。当行は、 当該本人確認手続きが完了していることをもって、当該個別積立設定がお客さまご本 人によってなされたものとみなします。
- 3. なお、個別積立設定には当該個別積立設定にかかる外貨と同一外貨建ての取扱口座が 必要です。お客さまは個別積立設定の申込みに際してはあらかじめ取扱口座を開設し てください。
- 4. 個別積立設定にかかる外貨と同一通貨建ての取扱い口座が解除または解約された場合は、当該個別積立設定にかかる本サービスは当然に終了します。

第5条 外貨購入の取扱い

(1) 積立日における外貨購入

当行は、積立日に、お客さまがあらかじめ円建てで指定した金額(以下「積立金額」という)を円普通預金口座より自動的に引落とし、積立金額相当分の外貨を購入し取扱口座に積立てます。なお、積立日はお取扱い通貨によって異なる場合があります。

(2) 積立金額

お客さまは積立金額を当行指定の金額の範囲内および単位で指定するものとします。

- (3) 取引レート 外貨購入にかかる取引レートは当行所定の時点で適用中の為替レートとします。
- (4) 積立購入上限レート お客さまは個別積立設定ごとに積立購入上限レートを設定することができます。
- (5) 積立資金の入金期限 お客さまは当行所定の期限までに積立資金を円普通預金口座に入金するものとし ます。

第6条 外貨購入を行わない場合の取扱い

(1) 積立日が積立不能日に該当する場合 積立日が月末最終営業日である場合において、月末最終営業日が積立不能日に該 当した場合はその月の外貨の購入は行いません。

(2) 引落としができない場合

当行は積立日に第5条に基づき積立処理を適宜実行する時点において、お客さまの 円普通預金口座の残高が個別積立設定に定められた積立金額に満たない場合、当 行は引落としおよび当該個別積立設定にかかるその月の外貨購入を行いません。 また、同一の積立日に複数の個別積立設定がある場合、上記積立処理を行う時点 でお客さまの円普通預金口座の残高が個別積立設定に定められた積立金額の合計 額に満たない場合には、いずれの積立てを実行するかは当行の任意とします。

(3) 積立購入上限レートを超える場合

当行所定の時点の為替レートが、お客さまが個別積立設定において指定した積立 購入上限レートを上回る場合は、当行は当該個別積立設定にかかるその月の外貨 購入を行いません。

(4) 通貨単位未満の場合

各個別積立設定にかかる積立金額で購入できる外貨が通貨単位未満である場合に は、当行は当該個別積立設定にかかる外貨購入を行いません。

第7条 取引明細の通知

本サービスの取引明細は当行所定の画面にて通知するものとします。

第8条 設定内容の変更

- 1. お客さまは、積立金額、積立購入上限レート、メモを当行所定の手続きにより変更いただけます。ただし、手続きの時期によってはその直後の積立は変更前の設定内容で実行される場合があります。
- 2. 設定済みの個別積立にかかる積立を行う通貨を変更したい場合、設定済みの個別積立 設定の解除を行ったうえで、ご希望の通貨を指定し新たに個別積立設定を申込みする ことにより、お手続きいただけます。
- 3. 第1項における変更手続きによる当該設定内容については、当行所定の照会画面にて 必ずご確認ください。

第9条 サービスの利用停止

- 1. お客さまは、個別積立設定の一部またはすべてを一時的に停止いただくことはできません。
- 2. AI にかかわるシステムの障害・メンテナンスその他何らかの事情により AI が作動しない場合(正常に作動しない場合を含む)には、当行はお客さまに事前に通知することなく、積立設定の一部またはすべてを停止する場合があります。
- 3. 前項のほか、当行が必要と判断した場合には、当行はお客さまに事前に通知し、また やむをえない場合には通知することなく、積立設定の一部またはすべてを停止するこ とができるものとします。

第10条 サービスの解除

本サービスは次の各号のいずれかに該当した時に解除されるものとします。

- (1) お客さまが当行所定の手続きにより本サービスの解除を申し出たとき
- (2) お客さままたは当行がすべての取扱口座の解約を申し出たとき
- (3) お客さまについて相続の開始があったとき
- (4) 届出事項の変更を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、当行において

お客さまの所在が不明になったとき

- (5) 当行が本サービスを営むことができなくなったとき
- (6) やむをえない事由により当行が本サービス解除を申し出たとき
- (7) お客さまが本サービス、外貨普通預金にかかる規約または契約締結前交付書面の 変更内容に同意する手続きを完了しないとき
- (8) 特定の個別積立設定に関して、残高不足等により連続して 3 回、当該個別積立設定に関する積立てが実行できない申込みがあった場合、当行は当該個別積立設定を解除します。
- (9) 個別積立設定申込後、180日間、当該個別積立設定に関して1度も実行できない申込みがあった場合、当行は当該個別積立設定を解除します。
- (10) 前号以外の事由により、当行が必要と判断した場合には、当行はお客さまに事前 に通知し、またはやむをえない場合には通知することなく設定済みの個別積立設 定の一部またはすべてを解除することができるものとします。

第11条 免責事項

以下の場合について、当行は賠償等の責任および義務を負いません。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由、または、第三者の 責めに帰すべき事由によりお客さまが本サービスを利用できなかったためにお客 さまに損害が生じた場合。
- (2) 当行または当行の委託先が相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、お客さまの個別積立設定にかかる指定内容が消失または変容したためにお客さまに損害が生じた場合。
- (3) AI 判断日が存在しないためにお客さまに損害が生じた場合。
- (4) 第9条第2項または第3項に基づき積立設定の一部またはすべてを停止したためにお客さまに損害が生じた場合。

第12条 規約の準用

- 1. 本サービスに関し、この規約に定めのない事項については、au じぶん銀行取引規約等 当行の他の規約の定めを準用します。
- 2. この規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当行所定の au じぶん 銀行取引規約において定義した内容に従うものとします。

第13条 規約の変更

当行は、この規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および 変更内容を当行ウェブサイトへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容に より、取扱うものとします。

以上

【2020年2月9日現在】